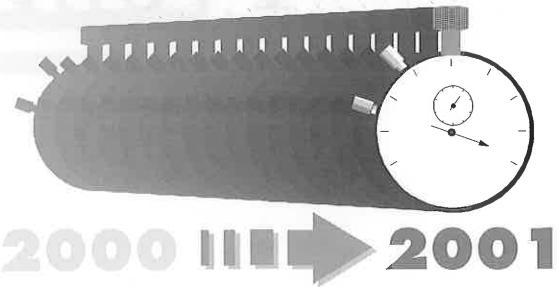


農と食産業の“時々刻々”



農業所得大幅減少の要因

新しい歴史が始まる。夜明けを前に、すでに万全の身支度を済ませている者、覚悟の朝に今跳ね起きようとしている者、目を覚ましながらも名残惜し気に布団の温もりから脱することのできぬ者、そして、いまだ惰眠をむさぼり続ける者。改めるに遅いということは無い。さあ起きだそう。奮い立とう。

わが国の産業と農業そして日本人が、避けられぬ選択としてグローバルスタンダードを認めつつも、誇りある地位を保ち続けるために、土門剛氏に既に決せられた改革の方向性の中で、2001年に向けた“時々刻々”の展開をレポートしていただく。

どもん たけし／1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、「農協が倒産する日」(東洋経済新報社)、「穀物メジャー」(共著/家の光協会)、「東京をどうする、日本をどうする」(通産省八幡和男氏と共に講談社)、「新食糧法で日本のお米はこう変わる」(東洋経済新報社)などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。



農業評論家

土門 剛

ニッポン農業がどんづまりにきた。

そんな感じを抱かせる統計結果が、8月10日、農水省と地方出先機関である統計情報事務所から公表された。99年の農家の懷具合を示す農業経営動向統計の調査結果である。

全国的に99年の農家経済(1戸当たりの平均)は、農産物の販売で得た農業粗収益から農業経営費を差引いた農業所得が前年に比べ8.4%と大きく減り、兼業先からもらう給料などの農外所得も3・4%の減少。販売農家を対象にした数字だ。

逆に増加したのは年金・被贈等の収入だ。災害の時に支払われる農業共済金もこの中にに入る。農業所得、農外所得、年金・被贈等の収入を加えた農家総所得は2・5%減少だった。

農業地帯ほど事態は深刻だ。中国、韓国から農産物の輸入攻勢を受け、昨年は台風18号のダブルパンチに見舞われた熊本県は慘憺たる状況だ。20・7%も減った農業所得は全国平均の倍以上の落ち込み。実額ベースで165万円。これは過去10年間で最低の数字だった。

それでいて農家総所得は前年よりも11・9%も増えている。皮肉なことに台風被害で支払われた農業共済金

が数字を一気に押し上げたようだ。農外所得は0・4%と微減。これは何を物語るのか。

農業共済金は、熊本の農家にとつて一時の苦境をしのぐ生活保護資金みたいなものだった。地元農家に聞けば、それもやがて底をつけ始めるというのだ。誰しも心配するのは、

「お盆明けが問題だね。農協や業者に支払いもできん農家があちこちに出てくるはず。農協も業者も農家の信用チェックを厳しくしてきたよ。自殺者も増えてくるのではないかな」

という最悪事態である。

▽急激な変化に対応できず

農業所得の大幅減少。これは決して一過性のものではない。極めて構造的な要因で起きたものだ。それが表れているのは農産物の相場動向だ。産地動向に詳しい種苗会社の営業マンはこう分析する。

「国内の農産物価格は一定以上には上がらなくなつた。少しでも相場が上がるとき、さつと輸入モノが入ってくる。相場が低迷していくとも、数年に1度、不作になつて値段が上がり、というリカリバーシヨットみたいな相場があつたが、これが期待できなくなつたね。生産者にとつて

平成11年度農業経営動向調査結果

区 分	金 額	対前年増減率
農業所得	114	△ 8.4
農業粗収益	358	△ 3.3
農業経営費	244	△ 0.7
農外所得	513	△ 3.4
年金・被贈等の収入	219	3.0
農家総所得	846	△ 2.5
家計費	554	△ 1.5
経営耕地面積 (a)	177	0.3
自営農業投下労働時間 (時間)	1816	△ 0.1

注：「対前年増減率」欄の△は負数を示す。

農水省が「10年は持ちこたえられる」と胸を張つていた新しい農業基本法が、一年も経過しないうちに急速な情勢変化に対応できなくなりつつある。中国、韓国からの野菜や花の輸入が増加したため、国内の園芸産地がもちこたえられなくなつたと指摘した。

も相場のうまみがなくなつたよ。対抗策かい、徹底したコストダウンしない。とにかく農家の数を減らすことだよ」

同感だ。それも一刻の猶予もおかず
に、である。

筆者は現場を知り農水韓部は注意を喚起する意味で、ある経済専門誌に次のようなコラムを投稿、農水官僚が「10年もつ」と太鼓判をお

てきて いる とい う。

つた。記事が出てほどなく農水省大臣官房企画室が同誌編集部にクレームを付けてきたのだ。新農基法を「零細維持」と批判したことが農水省の怒りを買ってしまったらしい。彼らの言い分が同誌8月11日号の投書欄に掲載された。

トマト、キュウリ、ピーマンの産地でも混乱が出てきた。最近は韓国の“対日攻勢”が著しい。「韓国政府は財政難にもかかわらずニールハウスや重油の八割を補助する」(九州の農業関係者)力の入れよう。外貨獲得のため、日本が30年間かけて育て上げた園芸産地を短期間で育ててしまつた。技術は日本からだという。

加えてコメ問題の先送りも園芸産地に打撃を与えて いる。政府はコメ転作で園芸へ多額の補助金を出し、農家を誘導してきた。それが供給過剰に拍車をかけて いる。

と胸を張つて
いた新しい農
業基本法が、
一年も経過し
ないうちに急
激な情勢変化
に対応できな
くなりつつあ
る。中国、韓
国からの野菜
や花の輸入が
増加したため、

国内の園芸産地がもちこえられなくなつ

▽農水省から思わぬ批判

農と食産業の “時々刻々”

2000 → 2001

に、野菜、花きの輸入品が国内消費仕向量に占める割合は低いものとなっています。転作関連の助成金についても、食料自給率の向上に重要な麦・大豆等に重点を置いて単価を設定しているものであつて、園芸作物に対する政策的に高い単価を設定しているものではありません。

いずれにしても野菜、花きに関する指摘は的を射たものではなく、新基本法の定める新たな基本理念（肥料の安全保障、農業の多面的機能の発展等）は国際的にも賛同者を増やしている長期的な正しい政策方向と考えています。

新農基法に対する詳細なる批判は別途機会に譲るとして、企画室の投書に再反論しておきたい。

筆者が指摘したのは、新基本法が九州の園芸地帯の混乱にどう対処できるかという点である。

つまりは海外からの輸入攻勢に日本農業がどう対処するかを問うたのである。筆者が農水官僚ならば、まず事態を冷静に分析した上で、「このような競争を経て日本の園芸農家も体力強化をするので、今回の件は調整過程にすぎず、新基本法の市場原理の活用に何ら矛盾しない」とい

うように整理したであろう。

農水省は、筆者の指摘には正面から答へず、新農基法の解釈の違いに論点をすり替えてきた。誠に残念なことである。

▽出口のないトンネル

宮崎市のJA・AZMホールにピーマン農家440人を集めて決起集会が開かれたのは7月21日のことだ。県選出の国会議員が雁首を並べた集会風景は、7月23日付け宮崎日日新聞にこう報じられた。

「本県産野菜がこの夏、かつてないほどの窮地に立たされている。輸入野菜の急増や产地間競争の激化などさまざまな要因が絡み合い、販売価格が低下を続けていたからだ。出口のないトンネルをさまようような状況に、農家からは『このままでは来年は野菜を作れない…』と、やりきれない怒りの声とため息が漏れる」

同県産ピーマンは、今シーズンの平均販売価格がキロ当たり264円だった。JA宮崎経済連によると、共同計算を始めた90年以来の最安値を記録。ピーク時の91年産の533円の半値以下に落ち込んでいる。

宮崎県農産園芸課は、「中国や韓国などから野菜の輸入が急増して、国内産地間も競争も激化、消費者二

一ズも多様化、加えて労働力不足などがあいまつて価格低迷の原因になりました。もはや事態解決のための特効薬はなし。正直いって国レベルでの対応しかありません」と話す。

▽セーフガードに言及せず

8月8日、猛暑の最中に農水省や自民党本部に陳情のため上京してきたのは、熊本県のい草関係6団体の約40人だった。八代地方農業振興協議会（会長・沖田嘉典八代市長）や

県議会い業振興議員団（高野誠一会长）の面々だ。県農政部の中原盛敏部長も同行してきた。

応対に出た谷洋一農水相に、中国からの輸入増や需要減による価格暴落で大打撃を受けた県内のい草生産者の救済策を要望した。

陳情書は、「中国産畠表の輸入量が国内生産と需要に見合うよう、政府間での協定締結を求める。い草製

品価格の変動が生産者に及ぼす影響を緩和するため経営安定対策制度を創設して欲しい」とあつた。

谷農水相の答えは、「皆さんの声を十分に聞いて反映させていきたかった」と素っ気ないもので、具体策には何も触れなかつた。

その後陳情団は、永田町の自民党中央部に出向き、同県選出議員4

人に陳情書を提出したが、地元紙によれば、応対に出た松岡利勝代議士が「来年度予算に10アール当たり1万円弱の助成を盛り込めないか検討中だ。金額については不満もあるうが、党の農政責任者として支援を約束する」と答えたという。

い草農家の平均的な耕作面積は1・5ヘクタール程度。助成金の金額にして10数万円になる。

い草農家が強く求めるセーフガード発動は、陳情書の中には何も触れられていないかった。そのことを熊本県農産課の担当者に聞くと、「セーフガードという言葉こそ使っていませんが、陳情書にはそのことが込められているはずです」と、苦し紛れの説明が戻ってきた。

陳情書は県と団体が話し合って作成したものだ。生産者の代表も加わっていた。農協のい草部会のことだ。

7月25日付け宮崎日日新聞に興味深い記事が出ていた。西都市内の酒小売店56店が、小売酒販組合に脱退届けを出し、組合の賦課金も支払い拒否を通告したというのだ。そういうえば、農業工業会の毎年の恒例行事だつた正月の賀詞交換会も今年は取りやめだつたそうだ。

このニッポンから護送船団的な体質が一つ一つ崩れていくようだ。